

ESGに関する取り組み



ガバナンス



基本的な考え方	▼	投資法人の統治	▼
役員の状況	▼	投資法人のジェンダー・ダイバーシティに対するコミットメント	▼
会計監査人の報酬	▼	資産運用会社の運用体制	▼

基本的な考え方

UURIは、本源的価値を有する不動産を見極め、持続的成長を追求するという運営戦略を掲げ、投資主価値の最大化、ステークホルダーとの信頼関係、及び環境・社会との共生を目指しています。

UURIは、コンプライアンス及びリスク管理体制の整備及び充実がこれらの実現に向けた重要課題の一つとして位置付けており、コンプライアンス及びリスク管理体制の整備及び充実によって、公正で健全な企業活動を実践していくことを目指しています。

投資法人の統治

投資法人の機関

UURの機関は、全ての投資主により構成される投資主総会、執行役員1名、監督役員2名、すべての執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

投資主総会はUURの最高意思決定機関であり、投資法人規約の変更等の投資信託及び投資法人に関する法律（投信法）又は投資法人規約により定められる一定の事項について意思決定を行います。投資法人規約にはUURの資産運用の対象や方針等が定められており、資産運用の対象及び方針を含め規約を変更する場合には、投資主総会において決議することとなります。

執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表してUURの業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています。ただし、投資主総会の招集の他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません。

役員会は、投資主総会の招集その他投信法に定められた一定の職務執行の承認権限を有するほか、投信法及び投資法人規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています。

また、各監督役員は役員会において執行役員から資産の運用状況、コンプライアンス及びリスク管理に関して報告を受けることで、執行役員の職務の執行に関する監督を行っています。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任され、UURの計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行うこととされています。

利益相反取引に対する規制等

UURとUURの役員、役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、MRA、及びMRAの役職員との間で、不動産の取得又は譲渡並びに賃借等の取引等の取引（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる一部の取引を除きます。）を行うことができないこと、役員会の決議において特別の利害関係を有する役員は決議に参加することができないことが投信法で定められており、係る規制に基づき資産の運用及び役員会の運営を行うこととなります。また、UURの監督役員には、投信法が定める執行役員及び資産運用会社等からの独立性に関する基準に抵触していない者が選任されております。

なお、UURの資産運用会社であるMRAによるMRAのスポンサー企業等との取引、その他利益相反関係の懸念のある取引については、「[MRAの投資運用における内部統制](#)」をご参照ください。

投資法人の内部管理及び監督役員による監督

UURIは毎月1回程度の頻度で役員会を開催し、法令で定められた事項の承認を行うとともに、執行役員からUURの運営及びMRAの業務遂行状況等について詳細な報告が行われ、弁護士、公認会計士資格を有する監督役員がそれぞれの専門的見地から執行役員の業務遂行状況を監督しています。

また、UURIは、MRAから資産の運用状況に関し報告を受ける権利及び委託業務に関するMRAの一切の書類を閲覧、謄写又は調査する権利を有しており、かかる権利の行使により、UURは、利益相反取引を含むMRAの業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

監督役員及び会計監査人の連携

各監督役員は、UURの役員会において、執行役員から資産運用状況、コンプライアンス及びリスク管理に関する事項についても報告を受けています。

また、会計監査人はUURの計算書類等の監査を行うとともに、執行役員及び監督役員に対して監査に関する結果報告を行うことで、監督役員と会計監査人の連携を図っています。

なお、上記のとおり、会計監査人は監査の過程において執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、その事実を監督役員に報告することとされています。

投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

UURIは、毎月1回程度の頻度で役員会を開催し、MRAより資産の運用状況に関し報告を受ける他、執行役員が適宜MRAの運用状況を聴取及び関係書類の閲覧・調査を行うことで、MRAの管理・監督を行っています。また、一般事務受託者及び資産保管会社からも業務の執行状況等につき報告を受ける等して、管理体制を維持しています。

詳細は「[有価証券報告書](#)」における「1 投資法人の概況（4）投資法人の機構 ①投資法人の統治に関する事項」をご参照ください。

役員の状況

UURの各役員は、短期的な分配金の最大化ではなく、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）のバランスを保った中長期的な成長を推進することを期待されています。

役職	氏名	性別	役員会 議長	独立 役員（注 1）	経験・専門性（注2）					保有資格	役員報酬 （年額）	役員会 出席状況 第43期・第 44期	所有 投資口 数
					企業 経営 経営 戦略	不動産 投資・ 運用	財務・ 会計税 務	監査・ リスク マネジメ ント	法務・ コンプライ アンス				
執行 役員	朝谷 健 民	男性	○	-	○	○	○	○		-	12,000千 円	100% （16回/16 回）	0口
監督 役員	岡村 憲 一郎	男性		○	○		○	○		公認会計 士 米国公認 会計士 税理士	4,200千 円	100% （16回/16 回）	0口
	清水 扶 美	女性		○				○	○	弁護士	4,200千 円	-	0口

各役員の略歴については[こちら](#)よりご覧ください。

- 注1： 本表における「独立役員」とは、投信法において定められる執行役員及び資産運用会社等からの独立性に関する基準に抵触していない監督役員をいいます。
- なお、本投資法人は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める「上場内国会社」には該当しないことから、同規程に定める「独立役員」の確保等が求められるものではなく、同規程に定める「独立役員届出書」を提出しておりませんが、本表に記載のとおり、本投資法人の監督役員には、投信法が定める執行役員及び資産運用会社等からの独立性に関する基準に抵触していない者を選任しております。
- 注2： 本表における「経験・専門性」は各役員が有する経験・専門性のうち相対的に優れたものを記載しており、各役員が有するすべての知見、能力を表すものではありません。
- 注3： 2026年1月13日付で関根久美子が監査役員を退任しており、直近2期（第43期・第44期）の出席状況は16回/16回です。また、2026年1月13日付で清水扶美が監査役員に就任しております。

投資法人のジェンダー・ダイバーシティに対するコミットメント

UURでは、役員の選定に際し、多様な価値観が企業の経営に反映されるとともに、多様な価値観を受容する組織ではイノベーションが促進され、企業競争力や社会的評価が向上し、企業価値の向上に繋がると捉え、年齢、性別、バックグラウンドが分散された多様性の豊かなメンバー構成とすることを目標としています。

殊に、女性役員は積極的に選任し、ジェンダー・ダイバーシティを重視するとの方針から、女性役員の比率が30%以上とすることを目標としています。

ダイバーシティに富む経営体制

2023年9月1日付で新たな執行役員が選任され、年齢、性別、バックグラウンドが分散されたメンバーによる経営体制を継続しています。各役員の専門分野における知見を持ちより、様々なりスクを適切に管理すると共に、利益相反に留意し、投資主利益の最大化に努めます。



【左】監督役員 岡村憲一郎
【中】執行役員 朝谷健民
【右】監督役員 清水扶美

会計監査人の報酬

会計監査人の報酬は、各営業期間につき3,000万円を上限として役員会で定める金額を支払います（[投資法人規約](#)  第38条）。

各営業期間における報酬の過去実績は、資産運用報告「[2投資法人の概況/（3）役員等に関する事項](#)  」をご覧ください。

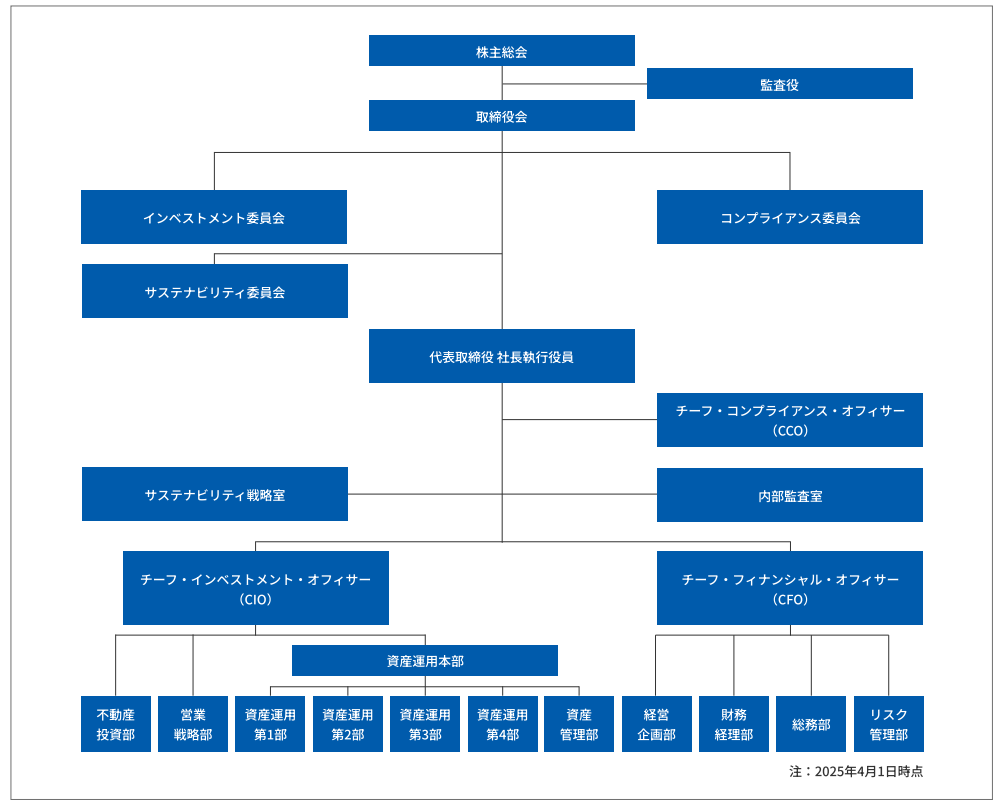
過去1年間の報酬

期間	会計監査人	報酬額
第43期 (2024年12月～2025年5月)	EY新日本有限責任監査法人	21,300千円 内訳 監査報酬 18,000千円 非監査報酬 3,300千円
第44期 (2025年6月～11月)	EY新日本有限責任監査法人	18,000千円 内訳 監査報酬 18,000千円 非監査報酬 該当なし

なお、UURでは、投信法の規定に従い、会計監査人が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、会計監査人の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、会計監査人の責任を法令に定める限度において免除することができるものとしています（[投資法人規約](#)  第39条）。

資産運用会社の運用体制

UURIは、投信法に基づき、MRAに資産の運用を委託しています。MRAの運用体制は以下のとおりです。



MRA役員の状況

役職	氏名	取締役会出席状況（2025年度）
代表取締役 社長執行役員	馬鉢 純一	100%（16回/16回）
取締役執行役員	上蘭 秀一	100%（16回/16回）
取締役執行役員	高村 将之	100%（16回/16回）
取締役執行役員	谷掛 博志	94%（15回/16回）
取締役（非常勤）	高木 毅	100%（4回/4回）
監査役（非常勤）	永井 亮	92%（11回/12回）
監査役（非常勤）	向後 祐亮	100%（12回/12回）
監査役（非常勤）	山中 明彦	100%（16回/16回）

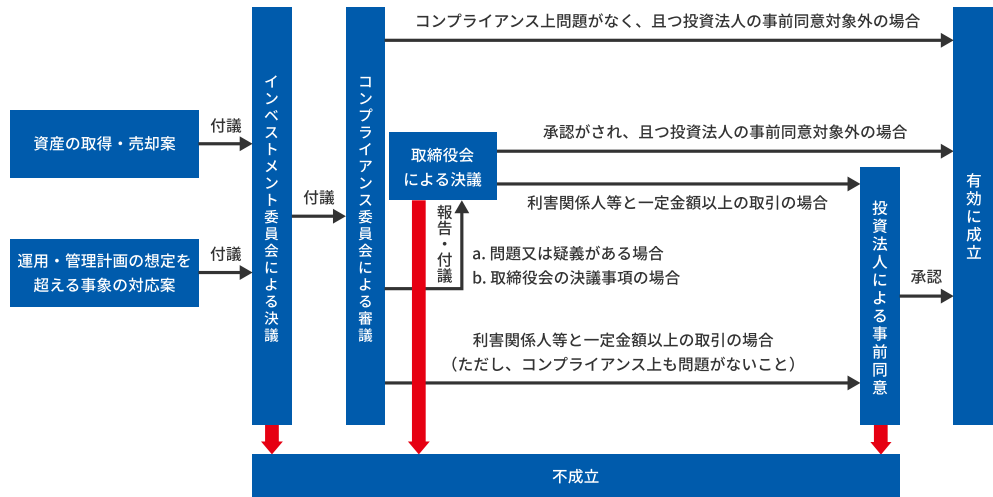
- 注1： 2025年6月30日付で高村将之取締役（非常勤）、谷掛博志取締役執行役員、高木毅取締役（非常勤）が退任し、2025年7月1日付で高村将之取締役執行役員、谷掛博志取締役（非常勤）、永井亮取締役（非常勤）が就任しています。
詳細は同年6月11日付プレスリリース「[資産運用会社における取締役の異動に関するお知らせ](#) 」をご覧ください。
- 注2： 2025年7月1日付で向後祐亮取締役（非常勤）が就任しています。
詳細は同年7月1日付プレスリリース「[資産運用会社における取締役の異動に関するお知らせ](#) 」をご覧ください。
- 注3： 2026年3月31日付で永井亮取締役（非常勤）が退任し、2026年4月1日付で新井 潜取締役（非常勤）が就任しています。
詳細は同年3月18日付プレスリリース「[資産運用会社における取締役の異動に関するお知らせ](#) 」をご覧ください。



内部統制上の意思決定の仕組み	▼	インベストメント委員会	▼
コンプライアンス委員会	▼	マナー・ローndリング等防止体制	▼

内部統制上の意思決定の仕組み

投信法に基づき、UURは資産運用会社であるMRAに資産の運用を委託しています。
 運用資産の取得・売却又は運用・管理に係る意思決定において二重、三重のチェックを行うことにより、スポンサー企業等との取引、その他利益相反関係の懸念のある取引に対して、最大限の留意を行っています。



インベストメント委員会

メンバー	委員長（1名）：MRA代表取締役 社長執行役員 委員（2名）：MRA非常勤取締役、社外有識者（弁護士）
役割	取締役会から権限委譲された主要な運用計画・方針等に関する決議又は取締役会にて決議すべき事項の審議
主な決議事項	特定不動産等の取得並びに保有する特定不動産等の売却、UUR保有の投資対象不動産に係る運用・管理計画の策定
開催・決議要件	委員の過半（社外有識者は必須）で開催。決議は全員一致を要件とし、かつ利害関係者の決議に加わることは不可

コンプライアンス委員会

メンバー	委員長（1名）：MRAチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO） 委員（3名）：MRA代表取締役 社長執行役員、総務部長、社外有識者（弁護士）
役割	法令順守のみならず、広く職業規範・内部監査等について審議し、疑義ありと認められる場合には取締役会に対し答申を行う
主な決議事項	投資判断、法令等及び職業規範に問題がある行為への対応
開催・決議要件	委員の過半（委員長及び代表取締役 社長執行役員は必須）で開催。社外有識者が欠席の場合は別途社外有識者が参加する委員会を開催し、審議事項の事前意見の取得または報告

マネー・ローンダリング等防止体制

UURの資産運用会社であるMRAは、マネー・ローンダリング、テロ資金および大量破壊兵器の拡散に対する資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）防止の重要性を認識し、犯罪収益移転防止法の対応に関する規定を定めています。

MRA自身、MRAの顧客および役職員等が、マネー・ローンダリング等に関与すること、また巻き込まれることの防止に努め、金融システムの健全な維持・発展に寄与します。

内部管理体制の整備

MRAは、マネー・ローンダリング等防止のため、適用を受ける全ての関連法令等を遵守するとともに、適切な内部管理体制として以下の体制を整備します。

- 組織・規程の整備
- 役職員に対する指導・研修等を通じて、マネー・ローンダリング等防止の重要性、および各自の役割についての周知徹底
- 関連法令等の順守状況等の点検と、その点検結果を踏まえた、継続的な体制整備等

実施事項

MRAは、マネー・ローンダリング等に関係する顧客および取引を排除するための適切な体制を整備し、以下を実施します。

- 適時・適切なリスクの特定及び評価、当該評価に基づく体制整備等
- 取引前のフィルタリング・取引時の確認・取引後のモニタリング等の顧客管理措置
- 疑わしい取引の届出
- 賃貸借契約定型書式にマネー・ローンダリング等防止条項を追加



UURにおけるコンプライアンス体制	▼	MRAにおけるコンプライアンス体制	▼
コンプライアンス委員会の設置及びその役割	▼	利益相反への取り組み	▼
贈収賄防止の取り組み	▼	企業倫理に関する取り組み	▼
政治献金ポリシー	▼	内部通報	▼

UUR及びMRAではコンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付けており、下記のコンプライアンス体制を構築しています。

UURにおけるコンプライアンス体制

UURIは、基本理念の1つに法令順守・社会規範尊重の徹底を定めており、コンプライアンス体制の確立、利益相反の防止等を重視した運営を行っています。また、UURの監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任しており、執行役員の業務執行を監督しています。

UURIは、その役員会規則において、役員会を3か月に1回以上開催することと定めています。UURの役員会においては、執行役員及び監督役員が出席し、MRAが同席の上、役員会規則の規定に基づき、MRA、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況等について執行役員から報告することが義務付けられており、役員会を通じた管理を行う内部管理体制を確立しています。

なお、業務執行状況の報告は役員会規則の規定では3か月に1回以上行うこととされていますが、月次での報告を行う運用となっています。

MRAにおけるコンプライアンス体制

MRAは、コンプライアンスの不徹底が金融商品市場に対する投資者の信頼を損ない、また、UUR及びMRAの経営基盤を揺るがしうることを十分に認識しています。MRAでは、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付けており、取締役会を頂点に、代表取締役 社長執行役員、コンプライアンス委員会、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）がそれぞれの権限と責任において、コンプライアンスに関する様々な事項の決定やコンプライアンスの管理（法令等順守状況の管理）を行っています。

MRAにおいては、コンプライアンスを最重要事項の一つと位置付け、コンプライアンスに係る体制及び管理の基本的な内容を定める『コンプライアンス規程』、コンプライアンス活動を実践するための職員向けの具体的な手引書として『コンプライアンス・マニュアル』、及び事業年度ごとに具体的な実践計画として『コンプライアンス・プログラム』を、それぞれコンプライアンス委員会の審議を経て、取締役会の決議により制定し、体制構築及び実践を行っています。

MRAにおいて、コンプライアンスとは、役職員が法令及び諸規則並びに社内規程（以下、「法令等」といいます。）を順守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践することであると考えています。

そして、『コンプライアンス規程』の基本方針において、以下の点を明記しています。

1. MRAは、コンプライアンスの不徹底がMRAの経営基盤を揺るがし得ることを十分に認識し、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づける。
2. MRAは、不動産投資信託市場において、コンプライアンス体制を推進することで、市場から高く評価され、信頼を得ることをめざす。
3. MRAは、コンプライアンス委員会による重層的な牽制体制を設けることにより、資産運用業務について法令等を順守し、投資法人に対する受託責任を果たす体制を確立するものとする。

コンプライアンス委員会の設置及びその役割

コンプライアンス委員会は、取締役会及び監査役と連携し、MRAのコンプライアンスの徹底を図ることを目的としています。

コンプライアンス委員会は、MRAの業務執行に関して、法令等及び各種手続きの順守、その他コンプライアンス確保の観点から、UURと利害関係者等との取引等において審議を行うことで、利益相反取引の回避を図ります。

コンプライアンス委員会は、現在、CCO（委員長）、代表取締役 社長執行役員、総務部部长、社外有識者1名(外部分護士)の計4名で構成されており、原則として1か月に1度開催され、以下の事項を中心に、UURのための資産運用及びMRAの行うその他の業務等についてコンプライアンスの観点から問題がある行為の有無及びその対応等に関する審議を行い、必要に応じて取締役会に答申・報告を行います。こうしたルールにより牽制機能の確保を図っています。

インベストメント委員会での決議事項

コンプライアンス委員会は、インベストメント委員会が行うスポンサー関係者との取引に係る投資及び資産運用に係る審議について、コンプライアンスの観点から審議を行います。コンプライアンス委員会は、審議の結果、コンプライアンス上問題又は疑義があると判断した場合には、速やかに取締役会に対してその審議結果を答申します。

法令等の違反に対する対応

コンプライアンス委員会は、UURのための資産運用及びMRAの行うその他の業務等について、コンプライアンスの観点から問題がある行為又はその疑義がある行為の有無及びその対応を検討します。コンプライアンス委員会は、法令等に照らし問題がある行為又はその疑義がある行為があると判断した事項がある場合には、かかる事項を取締役に報告します。

内部監査

UURの資産運用会社であるMRAでは『内部監査規程』を定めています。内部監査室長を内部監査責任者とする体制のもと、①部署別に内部管理態勢全般を検証・評価する定例監査、②定例監査の結果等の改善状況を検証するために実施するフォロー監査、③特定の事象について内部監査室長が必要と認めた場合及び代表取締役 社長執行役員からの特命により実施する特別監査を実施しています。

定例監査は、会社業務の全般を対象として、業務及び内部統制の遵法性・有効性・効率性・準拠性等について検証を実施しています。年度ごとに「統制ポイント表」、「リスク管理状況一覧表」等のリスク状況を踏まえ、監査対象部署の選定及び個別項目の監査計画を策定し、コンプライアンス委員会の審議、取締役会の承認を得たうえで、内部監査室長の指示の下、監査を実施しています。

内部監査室長は、内部監査での発見事項、指摘、助言、改善提案事項等について被監査部署と措置対応について意見交換を行い、監査結果をとりまとめ、MRAの代表取締役 社長執行役員に報告するとともに、MRAのコンプライアンス委員会の審議を経て、MRAの取締役会に報告しています。

定例監査の実施部署数

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
監査対象： 8部署/全13部署	監査対象： 6部署/全13部署	監査対象： 4部署/全13部署	監査対象： 5部署/全13部署	監査対象： 0部署/全13部署	監査対象： 4部署/全13部署	監査対象： 4部署/全14部署	監査対象： 4部署/全14部署

利益相反への取り組み

MRAは、投信法により定められている一定の規制に服することに加え、UURとスポンサー関係者との取引その他の利益相反取引に関しては社内規程を策定し、併せて組織的なチェック体制を構築しています。

MRAは、UURがスポンサー関係者との間で取引を行うに際してUURの利益が害されることを防止することを目的として、利益相反の回避の観点から、内部規則として『スポンサー関係者との取引に関するインベストメント委員会内規』を策定しています。同内規により、スポンサー関係者との間におけるUURの利益を害する取引又は不必要な取引を禁止しています。また、スポンサー関係者との間で不動産等の取得・売却等の取引を行う場合には、インベストメント委員会の承認、コンプライアンス委員会による審議及びその結果コンプライアンス上問題又は疑義があると判断した場合には、取締役会の承認を必要とする仕組みを設けており、その過程において、インベストメント委員会及びコンプライアンス委員会では社外有識者メンバーが関与し、また、利害関係を有する委員を決議から排除するといった利益相反対策に関する厳格なプロセスを設けることにより、牽制機能の確保を図っています。

贈収賄防止の取り組み

反贈収賄ポリシー

MRAは、第一ライフ丸紅リアルエステート（以下、「DMRE」）グループの一員として、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。DMREは、丸紅株式会社と第一ライフグループ株式会社が出資するDMREグループのホールディング会社であり、MRAは両出資会社が掲げるコンプライアンス方針や高い倫理観を深く踏襲して事業運営を行っています。

DMREグループ行動規範の「ベースとなる行動」に定められている通り、MRAは法令を厳格に遵守し、社会の疑惑や不信を招くような不適切な接待・贈答は一切行いません。

また、両出資会社のグローバルなコンプライアンス基準にのっとり、国内・海外を問わず、公務員に対する贈収賄、ならびに他の事業者による同行為の補助や謀議への参加を厳格に禁止しています。MRAにおいても贈収賄リスクの管理を徹底すべく「反贈収賄ポリシー」をビジネスパートナーに配布し、デューデリジェンスへの協力を依頼するとともに、汚職禁止に係る法令の順守を徹底しています。

贈収賄防止管理体制

DMREの行動規範に基づき、MRAにおいても以下の取り組みを実践しています。

1. 贈収賄・汚職を禁止する旨の明確なポリシーの表明
2. 贈収賄リスクの評価基準の設定と、案件等の評価結果に応じた贈収賄リスクの管理
3. ビジネスパートナーの起用に際しての贈収賄防止の観点からのデューデリジェンスの実施
4. 反贈収賄条項が含まれたビジネスパートナーとの契約書の締結
5. 接待・贈答、招聘、寄付等の厳格な管理
6. 贈収賄防止に関するモニタリングの実施
7. 重大なコンプライアンス違反や贈収賄等に対応する、DMREグループの枠組みにのっとり内部通報・相談窓口の設置と周知
8. 贈収賄防止に関する定期的なトレーニングの実施

また、「内部監査規定」に基づき内部監査計画を策定し、現物監査及びリスクベースによる個別項目監査を通じて、投資運用業者としての法令違反等の違反及び不正な取引のリスクを含む業務に内在するリスク等の早期発見、並びに法令等の違反の未然防止に努めています。内部監査計画の策定状況及び内部監査結果については、取締役会に遅滞なく報告され、不正な取引に関するリスクに応じ改善計画等が実施されます。

企業倫理に関する取り組み

企業倫理に関する研修、資産運用会社として必要となる専門性に関する研修

DMREグループ行動規範にのっとり、すべての役員・社員が「プリンシプルベース」で考え、行動することを基本方針としています。コンプライアンスを単なる法令遵守にとどまらず「お客さま・社会・会社からの期待に応えるための企業倫理の実践」と位置づけ、日々の業務に取り組んでいます。

これらの精神を徹底するため、MRAの全従業員（契約社員等を含む）は、代表取締役社長執行役員の下で毎年1回以上、DMREグループ行動規範や、両出資会社の企業理念および反贈収賄方針の理解醸成を目的としたコンプライアンス研修を受講しています。

受講後、全従業員は行動規範や各種コンプライアンス規定を遵守する旨をMRAの代表取締役社長執行役員に対し毎年度宣誓し、徹底を図っています。

さらにMRA独自に、UURの資産運用会社として求められる金融商品取引業者向けの総合的な監督指針、利益相反取引の防止、顧客本位の業務運営、及びインサイダー取引規制等に関して、専門性を有する外部機関・講師に委託し、従業員の役職及び業務内容に応じた研修を毎年度実施しています。

経営陣における企業倫理、責任、インシデント対応

MRAは、『不祥事・事務ミス等処理規則』により、役職員の不祥事、法令等（法令のほか、一般社団法人投資信託協会の諸規則、投資法人の投資口が上場している金融商品取引所の諸規則、投資法人の規約、社内規程等を含む。）の違反あるいはそのおそれのある行為、事務処理ミス、苦情等といったMRA又はMRAが資産運用を受託しているUURの経営リスク・レピュテーションリスクに繋がる可能性のある事項についての統一的処理基準を定め、もってMRAの業務の健全な運営に資することを目的としています。

CCOは、発生した不祥事・事務ミス等について、必要に応じて適時にコンプライアンス委員会及び取締役会に報告を行います。コンプライアンス委員会へは、少なくとも年 1回、発生した不祥事・事務ミス等を取り纏め定期報告を行っています。また、発生報告書の受付から解決に至るまでの処理状況を管理し、再発防止策の実行状況を定期的にモニタリングし、その状況をコンプライアンス委員会並びに必要に応じて代表取締役 社長執行役員及び監査役に報告しています。

政治献金ポリシー

MRAでは、取締役会において、企業活動に関連し政党及び政治資金団体に対する政治活動に関する寄付・献金は行っていない旨を定め、順守しています。

[政治献金の金額・主要な献金先]
 政治献金はありません。

内部通報

通報・相談窓口

MRAでは、汚職、贈収賄等、マネーロンダリング、テロリズム等の組織犯罪を含む包括的な腐敗防止に関する通報・相談、法令違反、又は社内規程違反に対する通報・相談、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントを含む職場・仕事に関する悩みや相談に対応する相談窓口を複数設置しています。各相談窓口の連絡先は、社内イントラネットに掲載し、広く周知しています。

通報後の対応と是正措置

通報や相談が寄せられた場合、当社は原則として速やかに事実確認のための調査を開始し、内容に応じた適切な対応を行います。調査の結果に基づいて是正措置を講じるとともに、対応が一過性に終わらないよう、是正措置が実際に機能しているかを確認する「実効性の検証」を行う体制を整えています。これにより、単なる形式的な対応にとどまらず、実質的な改善が継続的に達成されることを目指しています。

調査の進捗や結果について、相談者本人へのフィードバックが可能な場合には、適宜情報提供を行うことで、透明性と信頼性のある運用を図っています。また、調査の結果、法令等違反行為が明らかとなった場合には、就業規則に基づき懲戒処分を行うことを社内規定で定める等、是正や再発防止に向けて適切に対応しています。

窓口に寄せられる問題の未然防止策

通報窓口に寄せられる問題の未然防止策として、MRAの管理職層を各部署の所管事項に関するコンプライアンス事項の点検、整備、徹底を図る「コンプライアンス担当者」として任命し、各部署のコンプライアンスの推進を担わせるとともに、各部署において生じた法令等違反行為や事務処理上のミスに関する事例の共有等に取り組んでいます。

また、MRAでは、順守すべき法令等及び実践すべきコンプライアンス活動の基本的内容をもって構成する『コンプライアンスマニュアル』を制定しています。『コンプライアンスマニュアル』の理解促進を図り、コンプライアンスを実践するための具体的な実践計画として、原則とし事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを作成し、必要に応じて見直しを行うこととしています。さらに、役職者を対象として順守すべき法令やMRAを取り巻く環境、未然防止策、法令等違反行為が発生した時の対応等を内容とする教育を行っています。

なお、何がパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに該当するのか、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントが根絶すべき事案であるとの会社の姿勢、事案が発生した場合の対応（プライバシーへの配慮等）等について社内規程等に定め、社内イントラネットに掲載し、MRAの役職員がいつでも閲覧を行えるようにしています。